

成田市出産応援給付金及び子育て応援給付金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、妊婦及び子育て世帯に対し、出産応援給付金及び子育て応援給付金（以下「給付金」と総称する。）を支給することにより、妊婦及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、もって安心して出産し、及び子育てをすることができる環境づくりに資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 妊婦 母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出をした者をいう。
- (2) 乳児 満3歳に満たない者をいう。
- (3) 養育者 乳児と同居し、これを監護し、及びこれを養育する者をいう。

(支給対象者)

第3条 出産応援給付金の支給を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている妊婦であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。

- (1) 妊婦の健康の状態、家庭の状況、子育て支援の要望等を把握するために本市が行う面談を受けたこと。
- (2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育ての支援のために必要となる範囲で市、医療機関その他の関係機関が把握した情報を相互に確認し、及び共有することについて、当該妊婦が同意すること。
- (3) 妊婦が本市以外の地方公共団体が実施する類似の支給を受けていないこと。

2 子育て応援給付金の支給を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている養育者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、やむを得ない理由により本市の住民基本台帳に記録されることが困難であると市長が認めるときは、当該住民基本台帳に記録されていることを要しない。

- (1) 養育者又は乳児の健康の状態、家庭の状況、養育者の子育て支援の要望等を把握するために本市が行う面談を受けたこと。
- (2) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない子育ての支援のために必要と

なる範囲で市、医療機関その他の関係機関が把握した情報を相互に確認し、及び共有することについて、当該養育者が同意すること。

(3) 養育者が本市以外の地方公共団体が実施する類似の支給を受けていないこと。

3 前項の規定にかかわらず、児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同号に規定する障害児入所施設等の設置者として乳児と同居し、これを監護し、及びこれを養育する場合は、当該乳児に係る子育て応援給付金は支給しない。

（支給額）

第4条 給付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 出産応援給付金 妊娠1回につき50,000円

(2) 子育て応援給付金 乳児1人につき50,000円

（支給の申請）

第5条 出産応援給付金の支給を受けようとする者は、出産応援給付金支給申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第1号に掲げる書類を省略させることができる。

(1) 住民票の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項本文の規定による申請は、妊娠中に行わなければならない。ただし、災害その他のやむを得ない特別な事情により当該申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ日から起算して3カ月以内に行うことができる。

3 子育て応援給付金の支給を受けようとする者は、子育て応援給付金支給申請書（別記第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長は、公簿等により確認することができるときは、第1号に掲げる書類を省略させることができる。

(1) 住民票の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 前項本文の規定による申請は、乳児の出生の日から起算して4カ月以内に行わなければならない。ただし、災害その他のやむを得ない特別な事情により当該申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ日から起算して3カ月以内に行うことができる。

5 前項ただし書の規定による申請は、乳児が満3歳に達する日以後は行うことができない。

（支給の決定）

第6条 市長は、前条第1項本文又は第3項本文に規定する申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、出産応援給付金・子育て応援給付金支給決定・却下通知書（別記第3号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

（返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により支給の決定を受けた者があるときは、既に支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に母子保健法第15条の規定による妊娠の届出をした妊婦又は同日以後に出生した乳児に係る養育者について適用する。

[別記様式 略]